２００９年5月１５日

各　　位

会 社 名　あすか製薬株式会社
代表者名　取締役社長　山口　隆
（コード番号　４５１４　東証第一部）
問合せ先　法務広報部長　小林基博
（TEL.　０３－５４８４－８３６６ ）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 89 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

(1)　「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等所要の変更を行うものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」に基づき、現行定款第8条（株券の発行）は削除されたものとみなされております。

(2)　社外取締役および社外監査役が期待される役割を一層発揮できるように、また今後も見識・経験とも豊富な社外取締役および社外監査役を招聘する環境を整え、当社のコーポレートガバナンスの強化を図るため、第28条(社外取締役との責任限定契約)および第35条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお第 28 条の規定の新設につきましては各監査役の同意を得ております。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第８条（株券の発行） 当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削　　除）
第９条　　（条文省略）	第８条　　（現行どおり）
第１０条（単元未満株券の発行） 当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。	（削　　除）
第１１条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 ２　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利 ３　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４　次条に定める請求をする権利	第９条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 ２　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利 ３　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４　次条に定める請求をする権利
第１２条　　（条文省略）	第１０条　　（現行どおり）
第１３条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	第１１条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第１４条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第１２条（株式取扱規則） 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第１５条～第２０条（条文省略）	第１３条～第１８条（現行どおり）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
第２１条～第２９条（条文省略）	第１９条～第２７条（現行どおり）
（新　　設）	第２８条（社外取締役との責任限定契約） 当会社は社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査役および監査役会
第３０条～第３５条（条文省略）	第２９条～第３４条（現行どおり）
（新　　設）	第３５条（社外監査役との責任限定契約） 当会社は社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第３６条～第３９条（条文省略）	第３６条～第３９条（現行どおり）
（新　　設）	附　　則
（新　　設）	第１条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（新　　設）	第２条 前条および本条は、平成２２年１月５日まで有効とし、平成２２年１月６日をもって削除するものとする。

定款変更のための株主総会　　平成２１年６月２６日（予定）

定款変更の効力発生日　　平成２１年６月２６日（予定）

以　上